

岐 阜 市

N P Oとの協働事業推進のための

# ガイドライン

平成18年3月 策定

平成28年12月 改訂

令和2年4月 改訂

令和7年4月 改訂

岐阜市 市民協働生活部

# 目 次

## I はじめに

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 “協働”の意義と可能性          | 1 |
| 2 ガイドライン策定の趣旨          | 2 |
| 3 NPOとの協働事業に関する基本的な考え方 | 4 |

## II 協働事業の推進

|               |    |
|---------------|----|
| 1 NPOと協働すべき事業 | 6  |
| 2 協働事業の形態     | 8  |
| 3 協働事業へのステップ  | 10 |
| 4 協働事業の実施     | 12 |
| 5 協働事業の流れ     | 13 |

## III NPOとの委託契約マニュアル

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 NPOとの委託契約マニュアル | 15 |
|------------------|----|

## IV 協働事業の評価について

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 NPOと岐阜市の協働事業評価調書 | 19 |
| 2 評価の実施            | 19 |

## V “協働”の新たな可能性へ

|                    |    |
|--------------------|----|
| (資料) 岐阜市市民活動団体登録制度 | 21 |
| NPOと岐阜市の協働事業評価調書   | 25 |
| 協働事業の流れ(図)         | 27 |

# I はじめに

## 1 “協働”の意義と可能性

地方分権の進展や少子高齢化社会の到来など、さまざまな社会的要因を背景に、“協働のまちづくり”の必要性が広く認識されるようになりました。本市では平成16年3月に総合計画「ぎふ躍動プラン・21」を策定し、“市民と行政の協働”を市政の重要な柱の一つに位置づけました。そして、同じく平成16年3月に、住民自治を展望しつつ、市民と行政が“協働のまちづくり”を共に進めるための共通の指針として「岐阜市協働のまちづくり指針」を策定しました。

### “協働”の大きな地図 = 「岐阜市協働のまちづくり指針」

「岐阜市協働のまちづくり指針」の中で“協働”とは、「市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決に当たること」と述べています。協働にはさまざまな組合せや手法、可能性が広がっています。

#### ＜市民相互の協働＞

自治会をはじめとする地域住民が連帯を深めながら活動を行う地域型コミュニティ、またNPO法人・ボランティア団体などの特定の目的や使命を実現するために自主的に組織された目的型コミュニティなど、市民はさまざまな形で協働して社会的課題の解決にあたっています。また、自治会などの地域型コミュニティとNPO法人などの目的型コミュニティがそれぞれの特性を活かしながら協働を実現することによって、さらに豊かな社会を形成していく可能性が開かれています。

#### ＜市民と行政の協働＞

市には政策の立案から実施にいたるあらゆる過程で、市民との協働が求められています。その過程は、大きく次の3つの場面に分けられます。

- (1) 市民に対する情報公開（情報提供）と説明責任
- (2) 市民の意見表明・市民参画に基づく政策の形成
- (3) 市民と協働した事業の形成・実施

さらに市には、市民と市民の協働を支援するとともに、市民との協働を通じて自らのあり方を「行政主導型」から「協働型」へと変えていくことが求められています。

また、市民と市の協働を進めるためには、市民においても市に対し情報公開を求めたり、意見表明や施策提言を行うなど積極的な姿勢が求められます。

## ＜新たな住民自治の確立へ＞

「岐阜市協働のまちづくり指針」では、こうした二つの“協働”を述べながら、「自治的地域コミュニティの形成」、さらには新たな住民自治の確立に向けた展望を示しています。都市内分権のもと、地域の特性を活かし、あるいは地域課題の解決に当たり、地域のまちづくりを実現するために住民が主体となって計画・実行し、さらに自ら評価・改善していくことのできる地域社会を創造していくことを目指しています。

## 2 ガイドライン策定の趣旨

本市では、「岐阜市協働のまちづくり指針」の策定以降、こうした大きな協働の可能性を追求し、パブリックコメント手続制度やアダプト・プログラムといった新たな市民参画手法の導入や、地域力創生モデル事業などによる地域型コミュニティの充実などに努めてきたところですが、「市民と行政の協働」における「協働事業の実施」に関しては、NPO法人や市民活動団体（以下「NPO」といいます。）と行う協働事業の進め方についての具体的なガイドラインが必要になります。

市は市議会や市長が決定した事柄を正確に実施することを基本とします。そのため、個々の事業において協働の相手方と共に対等の立場で協議しながら事業を構築し実施していくにあたっては、協働事業の実施における基本的な考え方や事業の範囲、具体的な協働手法やその手順を整理し、市民と市の共通の認識とする必要があります。

**そのため、本ガイドラインでは、“協働”の大きな可能性を実現するために、その一部をなすNPOと岐阜市の協働事業について具体的な手法や手順を定めています。**

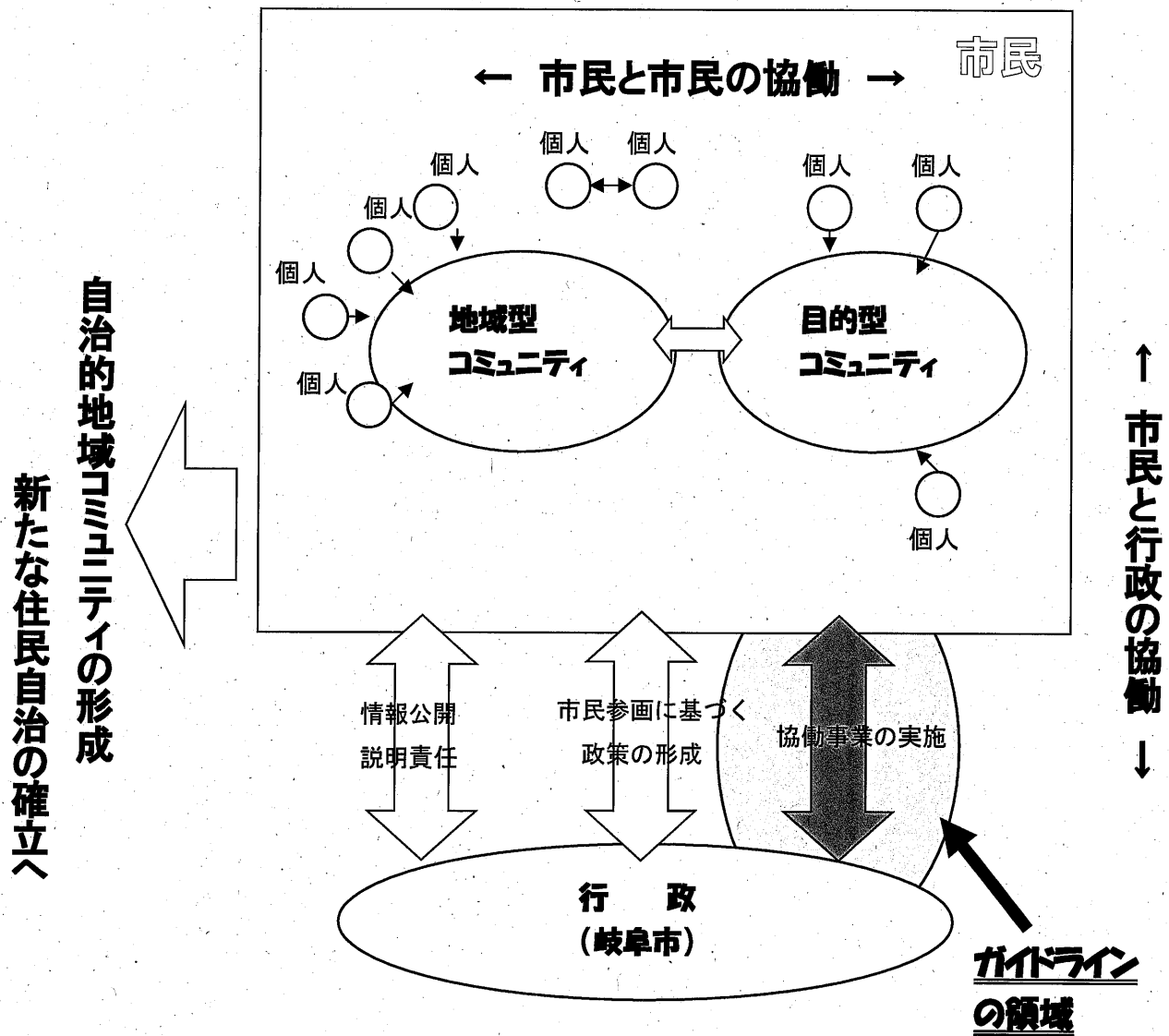
地域型コミュニティの充実のあり方や、地域型コミュニティと目的型コミュニティの協働のあり方など、今後も解決すべき課題を整理しつつ、NPOをめぐる状況の変化に対応し、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行っていくものとします。

### \* 本ガイドラインで対象とするNPOの定義

NPOとは、Non-Profit Organization（利潤を分配しない組織の意味）の頭文字をとった言葉です。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にします。広義のNPOとは、自治会やPTAなども含まれます。このうち、特定非営利活動促進法に基づいて、所管庁の認証を受けた団体がNPO法人です。

ここで対象とするNPOは、公益的に社会的課題を解決することを目的とした継続性のある組織体（宗教、政治活動を主たる目的とするもの、暴力団又はその構成員を含む組織を除く。）とします。組織形態としては、特定非営利活動法人や、法人格を有しない住民組織やボランティア団体等の任意団体が考えられます。

## “協働”の大きな地図



### 3 NPOとの協働事業に関する基本的な考え方

#### ①協働事業の意義

##### —多様な市民ニーズへの対応と新たな地域社会の創造—

これまでは、公共の多くが行政にゆだねられており、広い分野での「行政の依存傾向」が進むと同時に、「行政の肥大化」を招いてきました。また、近年では住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化・複雑化が進む中、行政だけではきめ細かな公共サービスの提供に限界があることが問題提起されています。

そうした中、多様な市民ニーズに対応し、公共サービスをよりきめ細やかに、また効率的・効果的なものにしていくためには、地域をよく知り地域に愛着を持つ住民や、さまざまな分野で活動を行っているNPOが、その柔軟性・機動性・専門性等を活かし、行政と協働して公共サービスを担っていくことが大切です。また、NPOと行政が協働して公共サービスを担っていくことは、行政の肥大化を解消し、公共サービスのための財源を最大限活用することに繋がります。

さらには、住民自身やNPOが公共サービスの担い手となることによって、市民の自治意識が向上し、自律的な地域社会を創造していくことを促します。

こうしたことが、岐阜市民一人ひとりがいきいきと暮らせる魅力あふれるまちづくりに繋がっていくのです。

#### ②協働事業の原則

「協働」とは、異なったものが互いの違いを認め合いながら、目的を共有し協力していくことです。公平性・平等性が求められる行政と、自らの目的に基づき自主的にまた迅速、柔軟に行動することの多いNPOとは、発想や行動様式に大きな違いがあります。異なったものが協力していくために互いに大切にすべき事柄があります。それを「協働のまちづくり指針」の中では、「協働の原則」11としてまとめています。これらは、個々の事業の実施においても「協働事業の原則」として大切にされなければなりません。

## < “協働の原則”11 >

- ①対等の原則・・・上下関係はありません。
- ②自主性・自立性の原則・・・もたれ合う関係ではなく、支え合う関係です。
- ③相互理解・説明責任の原則・・・お互いの立場を理解し合って行動します。
- ④話し合いの原則・・・一方的に押し付けない。役割分担することも大切です。
- ⑤情報共有の原則・・・お互いが情報を共有し、お互いが持つ資源を活かします。
- ⑥学び合いの原則・・・学び合い、次の新たな使命に挑みます。
- ⑦自然体の原則・・・お互いの資源を持ち寄り、それをベースに活動を開始します。
- ⑧目的共有の原則・・・何のために協働するのか、お互いが確認します。
- ⑨時限性の原則・・・目標達成期限を確認します。
- ⑩公開の原則・・・透明で、開かれた活動を行います。
- ⑪発議自由の原則・・・お互いが提案することができます。

これらの原則は、協働事業の推進のための具体的な手法や手順において具体化されなければなりません。

## Ⅱ 協働事業の推進

### 1 NPOと協働すべき事業

平成16年3月策定の『公共サービスにおける「行政と民間の役割分担」ガイドライン』では、NPOをアウトソーシングの相手方として位置づけた上で、「協働の効果」「協働の検討における留意点」を示しています。これらと、これまで述べてきた「“協働”の意義と可能性」「協働事業の意義」に基づき、NPOと協働すべき事業を以下のとおり整理し、各項に当てはまる事業について積極的に協働を進めていくこととします。

#### ①事業がNPOによって先駆的に取り組まれているもの。

市がこれまで経験したことのないような事業に着手しようとする時、NPOが行政に先駆けて事業・活動に取り組んでいる場合には、NPOのノウハウを活かす形で協働を推進することが効果的です。

#### ②事業がNPOのもつ特定分野における専門性やノウハウを必要とするもの。

目的型NPOは、特定の分野を対象に継続的な活動を行っていることから、専門的知識や人的ネットワークを有していることが多く、NPOの特徴を活かすことができます。

#### ③事業がNPOのもつきめ細やかで柔軟な対応を必要とするもの。

市には、市全域にわたり均等なサービスを安定的に提供することが求められるため、個々のニーズに応じた柔軟な対応を行うことは困難です。多様なニーズに対応したきめ細かいサービスを必要とするような事業では、NPOの特徴を活かすことができます。

#### ④事業自体が多くの市民の参加を求め、直接市民参画に繋がるもの。かつ、市民による組織、市民による運営で定着させるもの。

NPOは、市民ボランティアによって構成されていることがほとんどであり、このような事業を市と協働で行うことにより、多様な市民の市政参画に繋がる効果があります。

また、特に目的型NPOについては広範な人的ネットワークを有していることから、イベントや啓発事業については、NPOの特徴を活かすことができます。

**⑤市民が当事者であって、主体的に活動しているような事業**

当事者性が発揮されることで、より質の高い事業展開や的確なサービスの提供が期待できます。（※ここで言う当事者性とは、サービスを必要としている人々（当事者）が自ら提供者となることを意味します。）

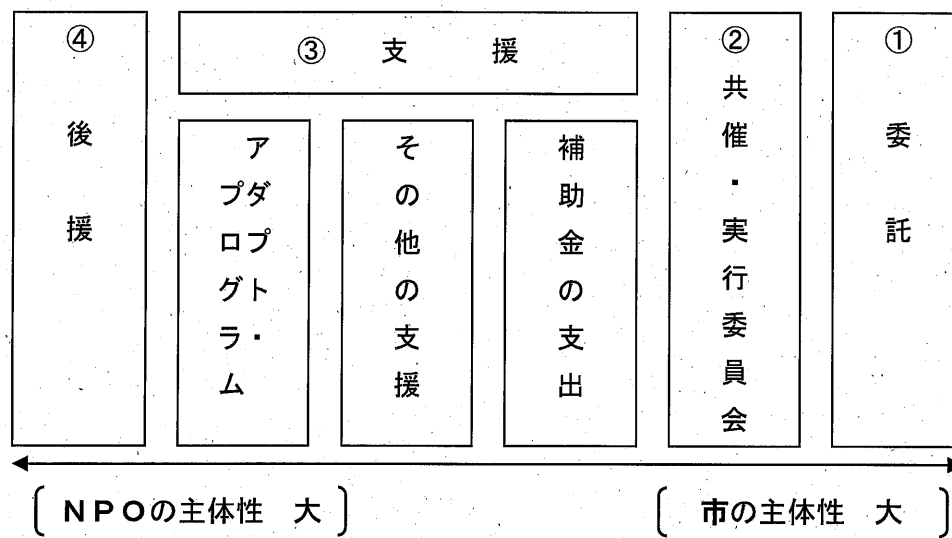
**⑥事業が地域に根ざした活動を必要とするなど、地域住民などで構成するNPOが行った方が効果的・効率的なもの**

NPOには、地域に根ざした活動や地域住民を対象とした事業を行っている団体も多くあり、地域の実情に合わせた事業を実施する際には、NPOの特徴を活かすことができます。また、このような事業を実施することにより、地域コミュニティが形成され、住民自治の意識向上も期待できます。

**⑦事業自体が、地域のコミュニティ形成を目的とするもの。**

## 2 協働事業の形態

協働事業には下図のとおりさまざまな形態があり、形態によって事業の主体や責任の所在が異なります。どの協働形態で実施するのが適切かを判断するためには、事業の趣旨をNPOと市の双方で確認しながら、より効果的かつ合理的であるかを総合的に判断し、協働の効果が最も発揮できる手法を選択することが必要です。



### ①委託

NPOの持つ特性を活かし、効率的・効果的な公共サービスを提供する形態です。なお委託契約の進め方については、「NPOとの委託契約マニュアル」(P15～18)において後述します。

#### 【留意点】

・委託においては、事業実施主体はあくまで市になります。しかし、市とNPOに上下関係はなく、対等のパートナーとして認識した上で、事前及び実施過程においては十分な協議と調整を図るよう努めます。

### ②共催・実行委員会

NPOと市が共同で主催者となったり、NPOと市で構成された組織（実行委員会）が主催者となる形態です。双方が共通の目的に向かって、それぞれの特性を活かしながら協働して事業を実施します。

#### 【留意点】

・双方の役割分担が偏ったり、相手に対して依存的にならないよう留意することが必要です。

### ③支援（補助金の支出、その他の支援、アダプト・プログラム）

実施主体であるNPOに対し、金銭や保険適用、その他の支援を行う形態です。

#### 【留意点】

・補助金の支出については、「岐阜市における補助金のあり方について」の提言に留意し適正な支出に努め、補助制度を広く広報してより多くのNPOに機会を提供したり、補助事業を公募し支出先や決定過程を明らかにするなど、公正性・透明性の確保に努め、市民への説明責任を果たす工夫も大切です。また、補助事業は、あくまでもNPOが自主的に行う事業であることに留意します。

・その他、さまざまな支援が考えられますが、NPOと行政の双方が事業協力することによって効果的な事業を実施できることを認識することが大切です。

・アダプト・プログラムでは、市民活動団体が行う公共空間の美化活動について、当該団体と市が覚書を締結し、市がこのことを広く知らせ、併せてポイ捨て等を防止するための看板（サインボード）を設置するとともに、当該活動に保険を適用します。

（※アダプトとは「養子縁組をする」という意味です。）

### ④後援

NPOが実施する事業について、市がその趣旨・目的に賛同し、事業実施の後ろ盾となり、NPOの広報活動に当たって後援名義の使用を認める形態です。NPOの社会的信用を高める効果があり、市民のNPOに対する理解に結びつきます。

#### 【留意点】

・後援する事業の趣旨や目的の公益性について、市が適切な判断をすることができるよう十分話を聴くことが必要です。

### 3 協働事業へのステップ

市がNPOと協働で事業を進めようとする場合、「どのNPOと協働していくのがよいのか（協働の相手方の選定）」、また「どのように進めていくのがよいのか（協働形態の選定）」ということが問題となります。一方、NPOが市に事業を提案し協働で進めたいと考える場合には、「提案したい事業の担当課が分からない」又は、「担当課が複数にまたがっている」といったことが問題となります。

また、協働事業においては、事業目的を共有した上で事業の形態や内容の検討の段階から、NPOと市双方の提案と協議に基づいて事業を構築していくことが重要です。

こうしたことから、これらの問題を解決するためのステップとして、「呼びかけの場」「協議の場」を設置するとともに、市内で活動する市民活動団体を積極的に支援していくために「市民活動団体登録制度」を設けています。

**①呼びかけの場** …… 市民活動交流センターによる双方（NPOと市）への呼びかけの場を設置します。

市がNPOに呼びかけて協働で事業を進めたい場合や、NPOが市に事業を提案して協働で進めたい場合には、市民活動交流センターが窓口となります。

市がNPOに呼びかける場合は、市民活動交流センターを通じて「市民活動団体登録制度」（後述）に登録されたNPOに直接呼びかけるとともに、ホームページ等で広く協働の相手方を公募します。

また、NPOから協働事業の提案があった場合は、市民活動交流センターが提案内容に基づき、市の関係部局へ呼びかけを伝え調整を行うとともに、呼びかけ内容をホームページ上に公表します。

**②協議の場** …… 双方（NPOと市）が協議する場を設置します。

「呼びかけの場」の呼びかけに応じたNPOと市が、提案事業について次のような内容を協議します。

- ・ 事業の目的（ミッション）と問題意識の共有化
- ・ 事業内容と協働形態

協議の際には、NPOの特徴や市の特徴などについて双方が理解し、今後の協議がスムーズに進むよう協働のルールを確認します。なお、「協議の場」には、原則として市民活動交流センターが立ち会います。

## ＜協議の場＞ のために . . .

### NPOの特徴 市の特徴

NPOと市は、本来異なった文化をもつ組織です。

協働事業をスムーズに実施するためには、NPOと市がお互いの理解を深めることが大切です。

#### ◎NPOの特徴

NPOは、地域課題を解決するためのミッション（目的）に基づいて活動している非営利の団体です。協働事業を行っていくためには、NPO自身が当該事業の目的を自らのミッションとして共有することが第一です。また事業目的をミッションとして位置づけた場合は、自らの主体性や自主性を発揮し、事業を計画・実施しようとするのは当然のことです。そのため「協議の場」において、事業の計画段階からNPOと市の双方が対等の立場で提案・協議を行い、合意を形成することが重要であり、そうすることで事業をより創造的なものにすることができます。

また、NPOは、迅速性、柔軟性をもった対応をすることが多く、こうした特性も十分尊重することが大切です。

#### ◎市の特徴

市の活動は、主に税金を財源としていることから、公平性・平等性を保つことが強く求められます。また市は、年度単位で事業を行うことが多く、次年度以降の事業計画について、市議会での議決まで最終的な決定を行うことができない場合が多くあります。さらに、すでに予算計上されている事業であっても、担当者においてはすぐに決定できないことや、担当者レベルでの合意が決裁の過程で変更されたりすることがあります。市はこうした特徴や、現在協議している事業が市の内部ではどのような段階にあるのか等を事前に十分説明することが必要です。また、NPOはこうした市の特徴を理解する必要があります。

### ③市民活動団体登録制度

・・・ 市内で活動する市民活動団体を積極的に支援していくために実施しています。

NPOとの協働事業の推進にあたっては、「呼びかけの場」及び「協議の場」を効果的に機能させていくため、市民活動団体登録制度を活用して、協働事業の提案を市民活動登録団体へ呼びかけるほか、事業内容によって広報紙やインターネットなどにより広く公募します。

#### 【登録要件】

- ・岐阜市内で活動している、または活動を予定していること  
(国の定めるNPO法人格取得の有無にはこだわらない。)
- ・構成員（会員）が5人以上であること等

#### 【登録のメリット】

- ・「協議の場」の開催時には、Eメールなどにより直接「呼びかけ」を行います。
- ・岐阜市からの協働に関する案内や情報が提供されます。

(※市民活動団体登録制度については別添「岐阜市市民活動団体登録制度」参照)

## 4 協働事業の実施

協議の場における合意に基づき、協働事業の内容と形態を決定し、協働事業の実施を目指します。(次年度以降に実施する新規事業の場合は、市は予算計上に向けた努力を行います。)

それぞれの協働事業の内容と形態によって、適切な実施主体を決定し、「2 協働事業の形態」で整理した留意点に基づき、NPO・市がともにパートナーとして対等の立場に立って、適切な役割分担のもとに事業を実施します。

## 5 協働事業の流れ

3 協働事業へのステップ から 4 協働事業の実施 への流れをまとめます。

ここでは、市がNPOと協働で事業を実施しようとする場合の具体的な事業の進め方について記述します。

市が事業を実施しようとする場合には、以下の2つのタイミングが考えられます。

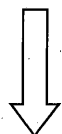
- (ア) 次年度に実施しようと考えている新規事業（今後予算計上していく事業）を協働で実施しようとする場合
- (イ) 予算が既にある事業（既存事業）を協働で実施しようとする場合

以下、それぞれの場合の協働事業の流れを提示していくこととします。

### < (ア) の場合 >

市民活動交流センターが窓口となり相談を受け付け、協働事業を実施しようとする担当課の作成した事業目的や大まかな事業内容を提示しつつ、NPOに呼びかけを行います。担当課は、呼びかけに応じたNPOと「協議の場」において事業目的や協働形態等について協議を行い、その内容に基づき翌年度の予算を計上します。

#### ①各担当課：事業目的、大まかな事業内容の決定



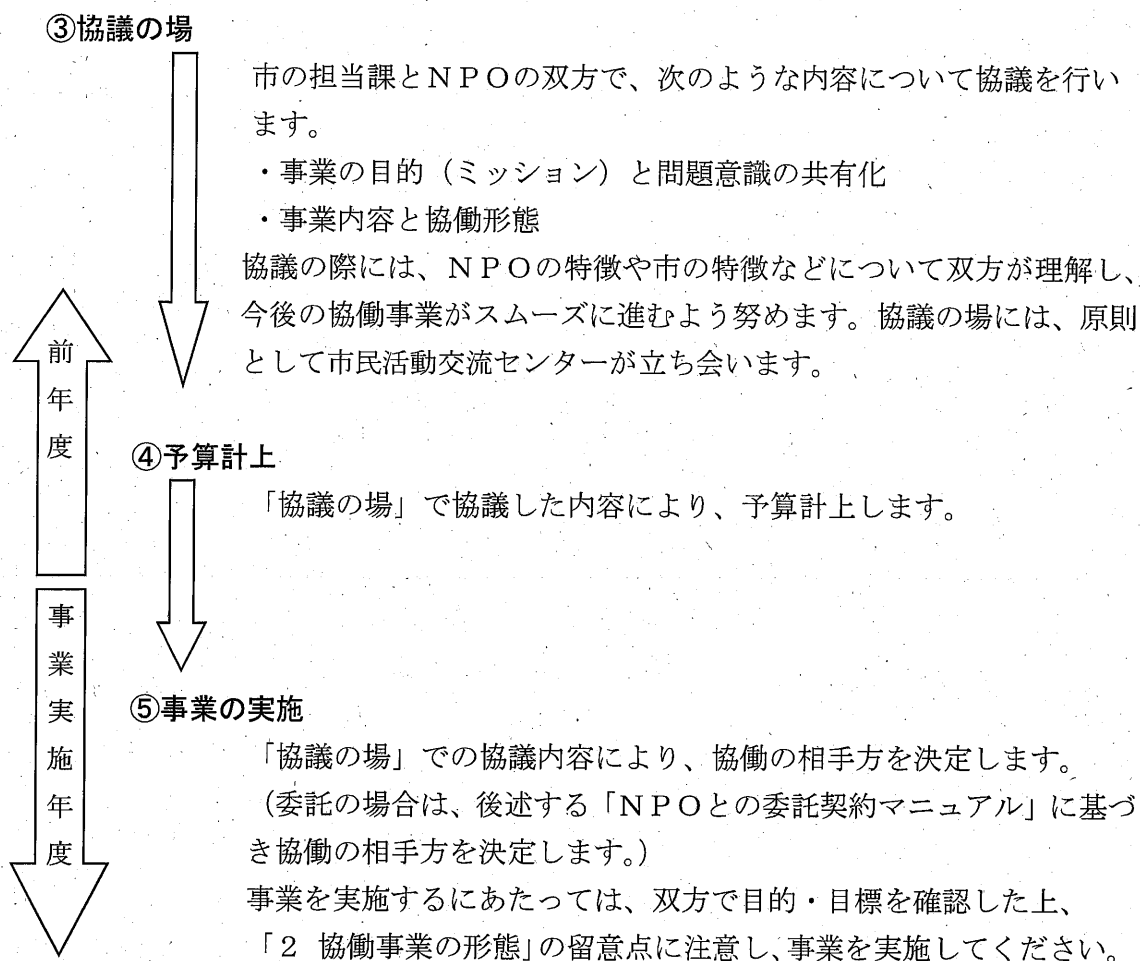
#### ②呼びかけの場

呼びかけの機関：市民活動交流センター

呼びかけ先：市民活動団体登録されているNPO その他



市民活動団体登録されているNPOには直接呼びかけを行います。  
また、ホームページ等によって広く協働の相手方を公募します。



#### < (イ) の場合 >

予算が既にある事業（既存事業）を協働で実施しようとする場合、予算費目により既に事業の形態が決まっていることがほとんどです。例えば、委託という形態であれば、委託料が計上され、共催・実行委員会という形態であれば、負担金が計上されているといった具合です。

しかし、協働事業として構築する場合は、予算の範囲内で可能な限り事業の内容等についてNPOとの協議を行うことが必要です。よって、基本的な事業の形態は決まっても、< (ア) の場合 >で記述した「②呼びかけの場→③協議の場→⑤事業の実施」の流れに基づいて事業を構築・実施します。

# Ⅲ NPOとの委託契約マニュアル

## 1 NPOとの委託契約マニュアル

NPOと市の協働の形態については、前述したようにさまざまな形態があげられますが、特に「委託」という形態は、市が主体となって実施する公共サービスをより効率的に進められるという意味では効果的な形態です。

市が行う委託契約には、競争入札、随意契約等の方法がありますが、地方自治法等の規定に基づき、原則として競争入札によることとなっています。

しかし、NPOとの協働事業においては、事業の性格（「Ⅱ 1 NPOと協働すべき事業」P6 参照）から、単純な価格競争には馴染まず、随意契約による契約が必要な場合があります。

地方自治法及び同法施行令並びに岐阜市契約規則に基づき、行政としての公平性・公正性を担保しつつ、NPOとの委託契約を実施する際の手続きや随意契約の考え方を「NPOとの委託契約マニュアル」として整理します。

このNPOとの委託契約マニュアルでは、市民協働の意義に留意し、随意契約においても、一定の競争原理を踏まえた仕組みを構築することにより、委託契約の実施における公平性・公正性の確保を図ります。

### ①事業の構築

「呼びかけの場」「協議の場」を通じて、NPOとの協議と合意に基づき事業を構築します。（「協働事業へのステップ」参照）

### ②委託契約相手方の選定

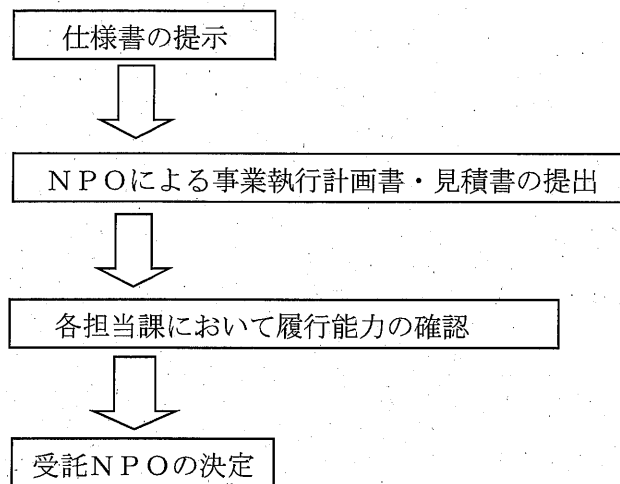
「協議の場」等を経て構築した事業においても、事業実施に当たっては行政の公平性・公正性を担保するため、改めて委託契約相手方を選定するために、以下のような手順を踏みます。

#### ○相手が1団体しか想定されない場合 → 一者随意契約

##### 【一者随意契約】

「呼びかけの場」「協議の場」を通じて、事業履行が可能なNPOが一者しかないことが明らかな場合、その他特別な理由があるときは、その理由を明らかにして一者随意契約ができます。

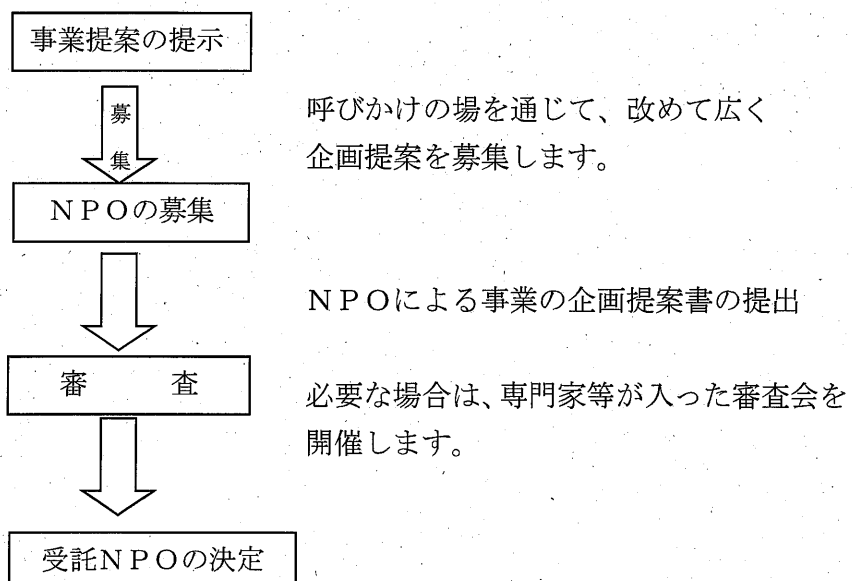
業務の詳細な仕様書を示して、業務執行の方法や体制等をまとめた業務執行計画書・見積書の提出を求め、そのNPOの履行能力を確認します。



○相手が2団体以上想定される場合 → 企画提案方式・価格競争(見積り合わせ)の上、  
随意契約

#### 〔企画提案方式〕

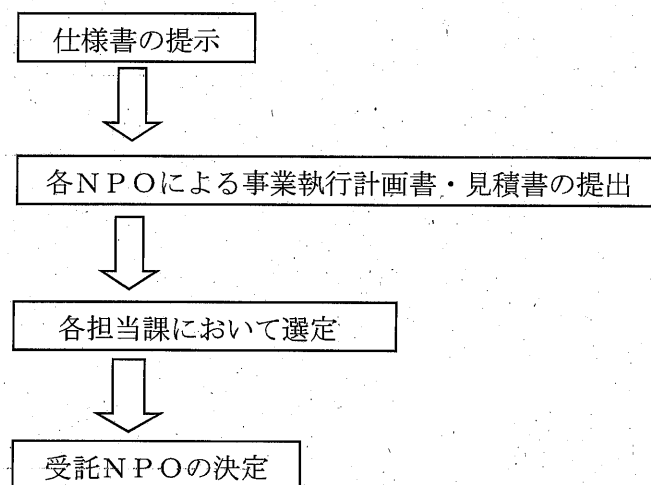
NPOは多様な経験に基づくノウハウを蓄積しており、市民感覚のさまざまなアイデアを持っていることから、事業実施アイデアの提案を受けて選定します。この方式を活用する場合は、事業概要を骨格的なものにとどめ、NPOの自由な発想による企画を求めるとします。



#### 〔価格競争（見積り合わせ）〕

「協議の場」において業務内容が確定し、すでに企画提案の必要が無いような事業において、履行可能なNPOが複数あると判断された場合に行う方法です。

協議を行ってきた団体（場合によってはそれ以外の団体）複数団体から見積書を徴取し選定します。業務の詳細な仕様書を示して、業務執行の方法や体制等をまとめた業務執行計画書と見積書の提出を求め、業務の履行が十分可能なNPOの中から価格競争により決定します。この方法は、岐阜市契約規則第 28 条によって定められた額を超えない場合に行います。



#### ③随意契約理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）を上記①～②により明確化します。

また、見積り合わせによる場合は、同第 1 号（別表 5 の範囲内で地方公共団体の規則で定める額をこえないもの）及び岐阜市契約規則第 28 条に基づく随意契約とします。

#### ④契約の締結

委託契約相手方が決定したら、契約を締結します。

##### 〔契約書・仕様書〕

委託内容の説明を十分行うとともに、市とNPO双方の役割について整理し、受託NPOと協働して作成していくことが信頼関係の構築に不可欠です。

## ⑤その他留意事項

### 〔見積書等〕

NPOによっては、見積書等の書類作成の経験が浅い場合もあります。どのような内容・項目を見積る必要があるのか、また事業執行に想定される経費の項目等を十分説明していくことが大切です。

### 〔適正な積算〕

契約金額については、適切な積算に基づくことは当然ですが、特に人件費については、「ボランティアは無償である」「NPOの人件費は安いのが当然である」という誤解を払拭し、正当な人件費を積算する必要があります。NPOの専門性を必要とする事業においては専門家としての人件費が必要です。市が留意するだけでなく、NPO自身が見積書等において自覚的に積算していくことも必要です。

### 〔契約保証金〕

岐阜市契約規則第11条第1項第7号、第9号等の規定により、契約保証金は免除することができます。

### 〔支払い方法〕

一定の経費を支払わなければ事業が遂行できない等、特別な理由がある場合には前金払や概算払も検討していきます。

## ⑥事業完了

岐阜市契約規則に基づく検査等を実施します。

## Ⅳ 協働事業の評価について

NPOとの協働事業の実施結果を双方が評価・点検することは、次の協働事業をより良いものにするために大切なことです。また、事業の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすためにも、協働事業に関する評価については、NPOとの委託契約相手方の選定時に相手が2団体以上の場合にあっては、事業完了後に「NPOと岐阜市の協働事業評価調書」に提示する項目について評価を実施することとします。なお、評価の実施方法については、最も効率的と思われる評価項目についての検討や見直しを行いつつ、当面は、協働事業評価調書による評価を実施していくこととします。

### 1 NPOと岐阜市の協働事業評価調書

協働事業評価調書では、事前に共有した事業の目的を確認するとともに、協働の実施状況や協働の姿勢（「岐阜市協働のまちづくり指針」（第一幕第七場）「協働の原則」1.1」を参照）について評価を行います。NPOと市がそれぞれの評価調書を持ち寄って話し合う場を持ちましょう。

内容（別添「NPOと岐阜市の協働事業評価調書」参照）

#### 1 事業の評価

- （1）事業の概要：事業の名称、事業の目的、協働形態、事業費、実施内容
- （2）目標設定と成果：あらかじめ共有した事業の目標、目標の達成状況
- （3）役割分担：合意した役割の分担、役割の実施状況

#### 2 協働に関する評価

##### （1）協働の実施状況についての評価

- ①目的の共有
- ②役割分担・責任の所在の明確化
- ③課題発生時の対応
- ④情報の共有
- ⑤NPOの特性の活用

##### （2）協働の姿勢の評価

“協働の原則1.1”の項目にしたがって評価します。

### 2 評価の実施

協働事業評価調書によるお互いの評価を双方が確認し合うとともに、当該NPOの実績として、今後の協働事業に役立てます。

## V “協働”の新たな可能性へ

「I はじめに」で述べたように、このガイドラインは、“協働”の大きな地図の中の一部を対象にしているにすぎません。このガイドラインに沿ってNPOと岐阜市の協働事業が積み重ねられ、双方が共に成長していくことによって、新たな“協働”へのステップが切り開かれることが期待されます。

また、このガイドラインは、協働事業の進展状況や、NPOと岐阜市双方の状況の変化によっても、見直されなければなりません。

協働事業の協議や決定の結果については、広く市民に公表していくこととしていますが、NPOをはじめ広く市民の手によって、協働事業のあり方を検討し、ガイドラインを含め、今後の“協働”のあり方について検証し、見直していくこととします。

# 岐阜市市民活動団体登録制度

## 1 目 的

団体の効果的な支援及び活動の促進を目的として、市内で活動する市民活動団体を積極的に支援し、みんなの森ぎふメディアコスモス条例に規定する市民活動に関する事業を推進するとともに、市民活動団体と岐阜市の相互理解を図り、両者からの協働事業の提案・呼びかけを円滑にし、協働事業を推進・拡大していく。

## 2 登録要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する市民活動団体が登録できます。

- (1) 会則、規約又は定款の主たる目的及び活動が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動のいずれかに該当するものであること。
- (2) 市内で活動し、又は活動することを予定していること。
- (3) 5人以上の会員で構成されていること。
- (4) 入退会に不当な制限がないこと。
- (5) 総会、運営委員会その他の民主的な意思決定を行う機関を有すること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党について推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと。

## 3 提出書類

①岐阜市市民活動団体登録（更新）申請書（様式第1号）

②添付書類

- (1) 会則又は規約（特定非営利活動法人にあっては定款）
- (2) 役員名簿
- (3) 申請年度の事業計画書及び予算書
- (4) 直近の事業年度の事業報告書及び決算書（団体を設立した後1年を経過しないものを除く。）
- (5) 活動状況がわかる参考資料（会報、ニュースレターなど提出できる資料）

③市民活動登録団体 公開情報確認票

※登録申請は随時受付します。所定の登録申請書を市民活動交流センターのホームページで入手し、添付書類と併せて直接提出してください。

#### 4 市民活動団体登録後について

##### 岐阜市からの支援

###### ①市民活動交流センターにおける施設使用料の減額

… 当センターの施設使用料（支援ブース及び駐車場の使用料は除く）が、通常の使用料の半額となります。

（※ただし、団体の主たる目的以外での使用等については、減額措置等が適用できないことがあります。）

###### ②館内モニター（1階）にて紹介

… 1階の館内モニターで登録団体を紹介します。

###### ③ホームページ等による団体紹介

… 市民活動交流センターのホームページ等で登録団体を紹介します。

###### ④ワークスペースの使用予約

… ワークスペースは原則使用されていない場合は自由に使えますが、登録団体については予約も可とします。

団体登録番号 第 号  
登録日 年 月 日

## 岐阜市市民活動団体登録（更新）申請書

申請日 年 月 日

（あて先）岐阜市長

団 体 名

代表者名

申込者

住 所 〒

電話番号 （ ） —

市民活動団体の登録又は登録の更新をしたいので、岐阜市市民活動団体登録要綱第3条（第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

なお、登録された場合は、市が登録市民活動団体に関する情報を市民に提供するため、団体名、代表者の氏名、登録の年月日及び登録番号並びにこの申請書及び添付書類に記載した事項（岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第6条第1項各号に掲げる非公開とすることができる情報（代表者氏名を除く。）を除く。）が公表されることに同意します。

|               |                                                                                                                                                    |  |        |  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|--|
| 団 体 区 分       | <input type="checkbox"/> NPO法人（特定非営利活動法人） <input type="checkbox"/> その他<br><input type="checkbox"/> 市民活動団体（NPO法人を除く。）      （                      ） |  |        |  |
| ふりがな<br>団 体 名 |                                                                                                                                                    |  |        |  |
| 代 表 者         | 役職名                                                                                                                                                |  |        |  |
|               | 氏名                                                                                                                                                 |  |        |  |
|               | 住所                                                                                                                                                 |  |        |  |
|               | 電話番号                                                                                                                                               |  | 携帯電話番号 |  |
|               | FAX番号                                                                                                                                              |  |        |  |
|               | メール<br>アドレス                                                                                                                                        |  |        |  |

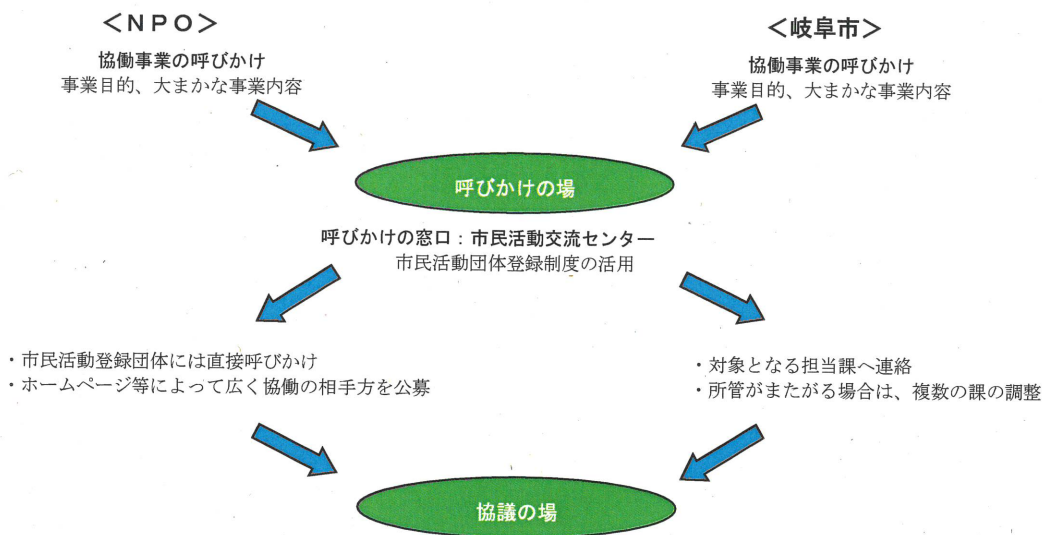
|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |        |     |   |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------|-----|---|
| 事務局<br>連絡先      | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |        |     |   |
|                 | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |        |     |   |
|                 | 電話番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   | 携帯電話番号 |     |   |
|                 | FAX番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |        |     |   |
|                 | メールアドレス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   | ホームページ | URL |   |
| 設立              | 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 月 | 日      | 会員数 | 人 |
| 団体の規約           | <input type="checkbox"/> 定めている（会則・規約・定款） <input type="checkbox"/> 定めていない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |        |     |   |
| 事務所状況           | 現在 <input type="checkbox"/> 事務所がある <input type="checkbox"/> 事務所がない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |        |     |   |
| 活動範囲            | <input type="checkbox"/> 岐阜市内 <input type="checkbox"/> 岐阜市内及び近隣 <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |        |     |   |
| 活動日<br>(複数回答可)  | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> 1週間に 回 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金<br><input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝休日<br><input type="checkbox"/> 1ヶ月に 回（第 週）<br><input type="checkbox"/> 1年に 回（ 月）<br><input type="checkbox"/> 不定期                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |        |     |   |
| 活動時間帯           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |        |     |   |
| 会費の有無           | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 円／年・月）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |        |     |   |
| 活動分野<br>(複数回答可) | <input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> その他<br><input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農村漁村・中山間地域の振興<br><input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全<br><input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権擁護・平和<br><input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成<br><input type="checkbox"/> 情報化 <input type="checkbox"/> 科学技術 <input type="checkbox"/> 経済の活性化<br><input type="checkbox"/> 職能開発・雇用拡充 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> 団体運営・活動支援 |   |        |     |   |
| 活動内容            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |        |     |   |
| 団体PR            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |        |     |   |

NPOと岐阜市の協働事業評価調書

[illegible]

|                                        |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
|----------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|-------|---|-------|
| 協働についての評価                              | 協働の姿勢                           | ①対等の原則・・・上下の関係はありません。                |   |   |   |       |   |       |
|                                        |                                 | あまりで<br>きなかった                        | 1 | 2 | 3 | 4     | 5 | よくできた |
|                                        |                                 | 具体的な状況                               |   |   |   |       |   |       |
|                                        |                                 | ②自主性・自立性の原則・・・もたれあう関係ではなく、支えあう関係です。  |   |   |   |       |   |       |
|                                        |                                 | あまりで<br>きなかった                        | 1 | 2 | 3 | 4     | 5 | よくできた |
|                                        |                                 | 具体的な状況                               |   |   |   |       |   |       |
|                                        |                                 | ③相互理解・説明責任の原則・・・お互いの立場を理解し合って行動します。  |   |   |   |       |   |       |
|                                        |                                 | あまりで<br>きなかった                        | 1 | 2 | 3 | 4     | 5 | よくできた |
|                                        |                                 | 具体的な状況                               |   |   |   |       |   |       |
|                                        |                                 | ④話し合いの原則・・・一方的に押し付けない。役割分担することも大切です。 |   |   |   |       |   |       |
|                                        |                                 | あまりで<br>きなかった                        | 1 | 2 | 3 | 4     | 5 | よくできた |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| ⑤情報共有の原則・・・お互いが情報を共有し、お互いが持つ資源を活かします。  |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| あまりで<br>きなかった                          | 1                               | 2                                    | 3 | 4 | 5 | よくできた |   |       |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| ⑥学び合いの原則・・・学び合い次の新たな使命に挑みます。           |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| あまりで<br>きなかった                          | 1                               | 2                                    | 3 | 4 | 5 | よくできた |   |       |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| ⑦自然体の原則・・・お互いの資源を持ち寄り、それをベースに活動を開始します。 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| あまりで<br>きなかった                          | 1                               | 2                                    | 3 | 4 | 5 | よくできた |   |       |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| ⑧目的共有の原則・・・何のために協働するのかお互いが確認します。       |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| あまりで<br>きなかった                          | 1                               | 2                                    | 3 | 4 | 5 | よくできた |   |       |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| ⑨時限性の原則・・・目標達成期限を確認します。                |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| あまりで<br>きなかった                          | 1                               | 2                                    | 3 | 4 | 5 | よくできた |   |       |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| ⑩公開の原則・・・透明で開かれた活動を行います。               |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| あまりで<br>きなかった                          | 1                               | 2                                    | 3 | 4 | 5 | よくできた |   |       |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| ⑪発議自由の原則・・・お互いが提案することができます。            |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| あまりで<br>きなかった                          | 1                               | 2                                    | 3 | 4 | 5 | よくできた |   |       |
| 具体的な状況                                 |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |
| 今後の課題と改善                               | 協働事業を終えて、課題と思われることがあれば記入してください。 |                                      |   |   |   |       |   |       |
|                                        | 課題に対する改善案があれば記入してください。          |                                      |   |   |   |       |   |       |
| 自由意見                                   |                                 |                                      |   |   |   |       |   |       |

## < 協働事業の流れ >

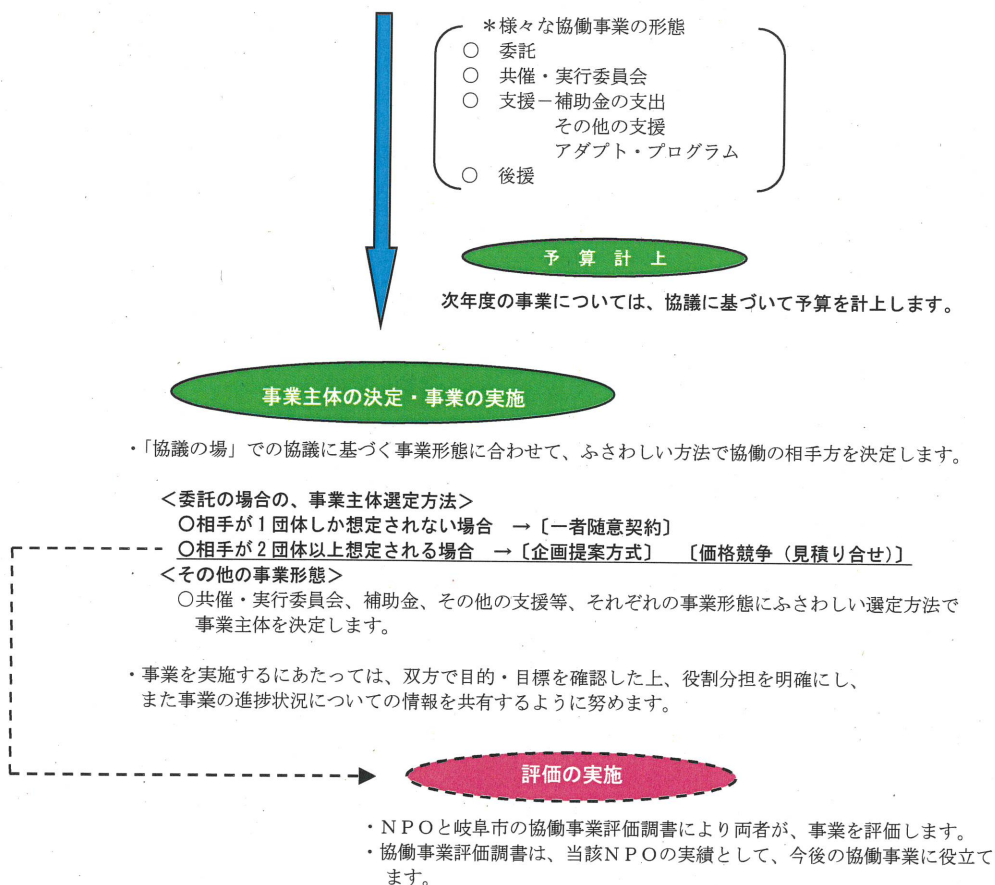


市の担当課とNPOの双方で、次のような内容について協議を行ないます。

- ・事業の目的（ミッション）と問題意識の共有化
- ・事業内容と協働形態

協議の際には、NPOの特徴や市の特徴などについて双方が理解し、今後の協働事業がスムーズに進むよう努めます。

協議の場には、原則として市民活動交流センターが立ち会います。



## 岐阜市 N P Oとの協働事業推進のためのガイドライン

平成 18 年 3 月策定 岐阜市 市民参画部

平成 28 年 12 月改訂

令和 2 年 4 月改訂 岐阜市 市民協働推進部

令和 7 年 4 月改訂 岐阜市 市民協働生活部

○岐阜市 市民協働生活部 市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町 40-5

T E L : 058-264-0011 (直通)

E-Mail : comm-act@city.gifu.gifu.jp

○岐阜市 市民協働生活部 市民協働生活政策課

〒500-8701 岐阜市司町 40-1

T E L : 058-214-4968 (直通)

E-Mail : kyoudou-sei@city.gifugifu.jp